

# 子ども110番の保険代理店 登録・活動マニュアル



2016年12月1日 Ver1



一般社団法人 日本損害保険代理業協会  
CSR委員会

## はじめに

私たち損害保険代理店は、地域に根付き・地域と共に生きており、地域社会への貢献、防災・減災への取り組みは、非常に重要な活動です。

これまでも、日本代協・都道府県代協では、「ハーザードマップ」の普及に向けた取り組みや「ぼうさい探検隊」マップコンクールにおけるマップ作成指導など、本業を活かした防災・減災の教育に取り組んできました。

一方で、毎年1,000名近くの小学生が行方不明になるなど\*、国を挙げて子供の防犯・防災教育に取り組んでいるものの、子供たちが犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません(\*出典:警察庁「行方不明者の現状」)。

こうした中、日本代協は、児童の安心・安全を守るための自主取り組みとして、「子ども110番の家」の登録活動を推進することとしました。

代協会員が警察・地域住民・学校関係者などと相互に連携し、地域のリスクアドバイザーとして、「子供たちが安全に暮らせる環境づくり」をリードしていくことで、地域社会から認められ、生き活きとした職場環境やお客さま本位の品質が維持できるものと考えています。

このマニュアルを活用していただき、地域の安全・安心を守る「子ども110番の家」の登録およびこれらの活動を通じて、地域社会から必要とされる代協会員の仲間が増えていくことを願います。

平成28年12月 日本代協 CSR委員会

# 【目次】

## 第1部:「子ども110番の家」\*の活動

1-1.「子ども110番の家」の取り組みと目的	5 P
1-2.活動の内容・活動上の留意事項	6 P
1-3.平常の心構え 5か条	7 P
1-4.子供が避難してきたときの対応要領	8 P
1-5.犯罪以外の措置・不審者への対応	9 P
1-6.聞き取りメモ	10 P
1-7.110番通報等の要領	11 P

## 第2部:「子ども110番の家」の登録手続きと代協の取り組み

2-1.「子ども110番の家」の登録手続き(代協編)	13 P
2-2.「子ども110番の家」の登録手続き(会員編)	16 P
2-3.「子ども110番の保険代理店」の申請(会員編)	17 P

## 第3部:参考資料

3-1.登録管理簿・「子ども110番の保険代理店」申請書	19 P
3-2.警察本部等への依頼状(ひな形)	20 P
3-3.警察本部「子ども110番の家」窓口一覧	21 P
3-4.Q & A	22 P

\* 助けを求めてきた子供を保護する活動名称は、地域によって異なりますが、本マニュアル上は「子ども110番の家」で統一し、代協作成ステッカーや代協独自の取り組み内容は「子ども110番の保険代理店」としています。

\* 第1部「子ども110番の家」の活動は、警察本部等が提供している「子ども110番の家」の手引きなどを基に、日本代協CSR委員会が作成しました。

# 第1部

## 「子ども110番の家」の活動

第1部は、各地域の自治体等で行われている『助けを求めてきた子供を自宅・事務所などで保護する「子ども110番の家」』の一般的な活動内容について解説します。



各地域の「子ども110番」



出典：島根県警察

# 1 - 1 . 「子ども110番の家」の取り組みと目的

- 「子ども110番の家」とは、助けを求めてきた児童を保護し、学校・警察等へ連絡する地域ぐるみで子供を守るボランティア活動です。
- 日本代協は、各地域で「子ども110番の家」に登録した代協会員に代協作成ステッカーを提供し、全国統一ブランドで子供を保護する取り組みを展開します。

## 「子ども110番の家」\*とは

- 1 子供が登下校時などに知らない人から、「声かけ」・「痴漢」・「つきまとい」など何らかの被害に遭った、または危険を感じて助けを求めてきたときに、その子供を保護し、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供の安全を守っていくボランティア活動です。

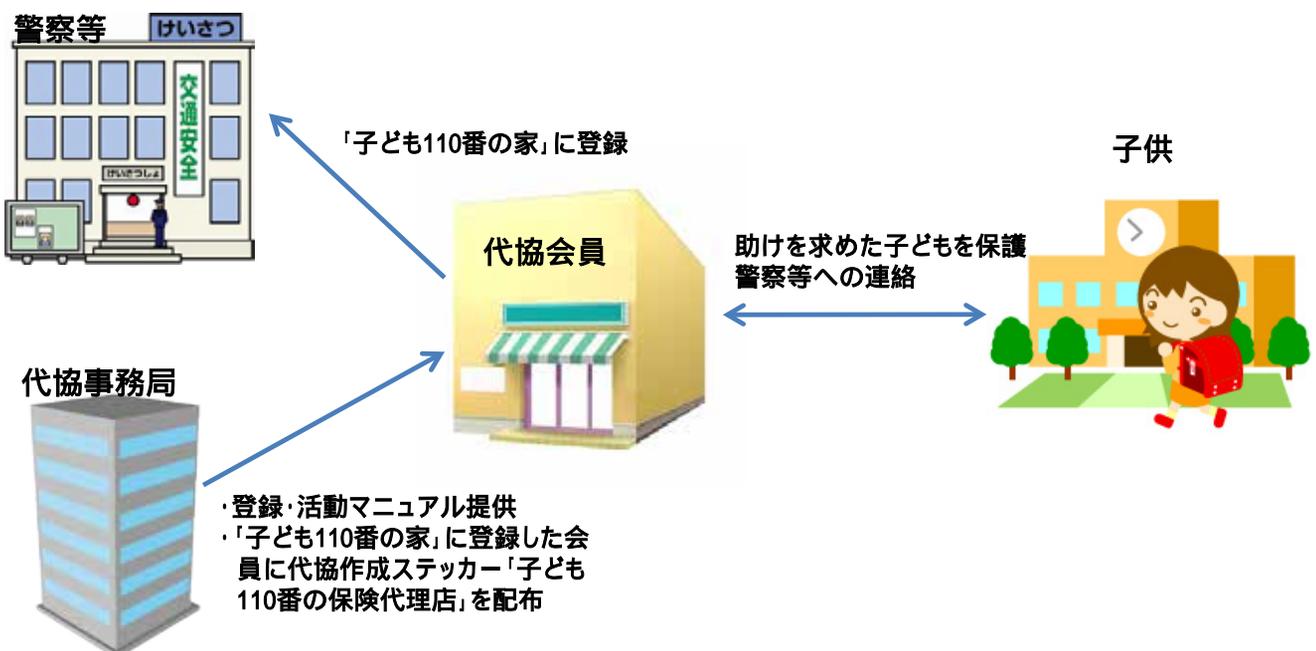
\* 地域・業態によって、「子どもたちを見守る家」、「子ども110番のお店」など名称が異なる場合があります。

## 日本代協・都道府県代協での取り組みの目的

- 1 「子ども110番の家」の手続きや目印となるプレート等が地域によって異なるため、日本代協は、登録・活動マニュアルや代協作成ステッカー\*を提供することで、「子供を危険から守る」取り組みを後押しします。

\* 各地域で「子ども110番の家」に登録した代協会員を日本代協・都道府県代協が追認し、登録した会員に代協作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」を提供します。

- 全国での「子ども110番の家」の活動を通じた将来を担う子供達の安全確保
- 地域と共に生きる代協会員への社会貢献活動の支援・後押し
- 統一ブランドでの展開による業界の認知度・職業魅力の向上



## 1 - 2 . 活動の内容・活動上の留意事項

- 助けを求めてきた子供を保護し、警察・学校等に連絡するボランティア活動です。
- 保護・通報が主たる活動であり、犯罪者(不審者)を撃退するなど、危険を伴う行動を求めるものではありません。

### 「子ども110番の家」の活動内容

1 「子ども110番の家」の主たる活動は、助けを求めてきた子供の保護・通報です。

- 犯罪等の被害に遭い、または危険を感じて助けを求めてきた子供の事務所での一時的な保護
- 事件・事故の発生を認知した場合の110番通報、学校・家庭への連絡
- その他、犯罪以外で子供が困って助けを求めてきた場合の保護・相談

**POINT** 子供の保護・公的機関等への通報が主たる活動であり、上記以上の行動を求めるものではありません。

### 活動上の留意点

- (1) 子供のプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。  
駆け込んできた子供がたとえ顔見知りであったとしても、その内容を安易に近所の人などに話すことのないようしましょう。
- (2) 子供の立場に立った思いやりのある対応を心がけましょう。
- (3) 自分で犯人(不審者)に立ち向かうなどという無理な活動は、決してしないようにしましょう。

各地域の「子ども110番」



【コラム】～子ども110番の歴史～

平成6年4月に岐阜県で下校中の小学2年生が殺害された事件を契機に、その地域住民がPTA・学校・警察などと連携し、子供が緊急時に駆け込んで保護してもらえる場所を設置し、これを「子ども110番の家」と命名しました。その2年後には、神戸連続児童殺傷事件が発生し、「子ども110番の家」が非常に効果がある取り組みとして、全国へ広まったと云われています。

# 1 - 3 . 平常心の心構え 5か条

- 普段から地域の子供や保護者との接点を持ち、子供が駆け込みやすい職場環境を整備しましょう。
- スタッフ全員で子供が駆け込んできた場合の対応や連絡先を共有してください。

## (1) 子供達とのコミュニケーションを大切にする

- Ⅰ 知らない事務所には、駆け込みにくいものです。登校時に合わせた事務所前での清掃や普段から子供に挨拶するなど、子供達と顔なじみになってください。
- Ⅰ 来店型の事務所作りを進めるなど、子供や顧客が外から見ても事務所に入りやすい事務所環境(スタンプ)を整えることも肝要です。

## (2) ステッカー等は目立つ場所に設置する

- Ⅰ 「子ども110番の家」・「子ども110番の保険代理店」のステッカーは、店頭の道路から見えやすく、子供の目線の高さで目立つ位置に設置してください。

## (3) 連絡先は日ごろから確認しておく

- Ⅰ 子供が助けを求めてきた際に、直ちに連絡先が確認できるよう、最寄の警察署や学校などの連絡先を一覧表にして掲載してください。

## (4) いつでもだれでも対応できるようにする

- Ⅰ 「子ども110番の家」の活動は、自社の主体的な取り組みであることをスタッフ全員で共有し、マニュアルは内部規定等と一緒に目に付く所に備え付け、誰もが対応できるようにしてください(特に日中は事務スタッフだけの場合もあります)。

## (5) 地域の犯罪情報を参考にして、情報発信する

- Ⅰ 警察署等から発信される犯罪の発生状況や不審者情報等を参考に、日頃から地域の犯罪情報に注意するよう心がけ、地域住民にも情報発信してください。

各地域の「子ども110番」



出典: 関西鉄道協会

【コラム】～事務所環境(スタンプSTAMP)の事例～

- ・S:スペース:お客さまをお迎えでき、リラックスして相談できる場所を確保する
- ・T:トイレ:お客さまも気兼ねなく使用できるトイレを備える
- ・A:アメニティ:お客さまが快適に過ごせる環境(インテリア・備品)や親の目が届く場所にキッズスペースを設ける
- ・N:ノンスメル:家庭の食事のにおい等がしないオフィス環境にしていく
- ・P:パーキング:車で来店されたお客さまが止めやすい駐車場を確保する

## 1 - 4 . 子供が避難してきたときの対応要領

**子供が助けを求めてきたら、まず事務所の中に入れて保護してください。**

### (1) まずは自分が落ち着く

- 1 子供が助けを求めてきたときに、大人が慌てると、子供も興奮してしまいます。まず自分自身が落ち着いて子供の話を聞いてください。

### (2) 室内等の安全な場所に誘導する

- 1 室内等の外から見えない場所に、子供を誘導し、入口の鍵を閉めてください。外部との遮断は、犯人の追跡を断つ有効な手段です。

### (3) 子供を落ち着かせる

- 1 避難してきた子供は、危険な場面に遭遇し、興奮しています。子供を安心させるために、「もう大丈夫」等の優しく声をかけて落ち着かせてください。

### (4) 子供のケガの有無を確認する

- 1 子供がケガをしているようなら応急手当をし、必要な場合には救急車を要請してください。

### (5) 何があったのかゆっくり聞く

- 1 『聞き取りメモ』(別紙参照)を利用して、子供から事情を聞いてください。



### (6) 警察・関係者等への連絡

- 1 事件の疑いがある場合は、すぐに110番通報し、「子ども110番の家」であることを告げ、事情を説明してください。\*本人が説明できる場合は直接説明させてください。
- 1 110番通報とあわせて、学校・保護者等への連絡を取ってください。

各地域の「子ども110番」



子供から話を聞くときのポイント！

- ・静かな場所で話を聞く(落ち着いた雰囲気をつくる)。
- ・椅子にかけさせるなどして子供と同じ目線で話す。
- ・子供の体調に気を配る(気分が悪くないか、ケガをしていないか等)。
- ・子供に分かりやすく、ゆっくりと話す(強い口調は控える)。
- ・無理に答えを聞かない(わからないことは何度も尋ねない)。

# 1 - 5 . 犯罪以外の措置・不審者への対応

- 子供が犯罪以外で助けを求めてきたときも、思いやりを持って接してください。
- 自ら不審者と立ち向かおうとせず、110番通報してください。

## 犯罪以外の場合の措置

1 事件性が無いと思われる状況で子供が訪ねてきた場合でも、優しく思いやりを持って、対応してください。

- お腹が痛い。トイレを貸してほしい。
- お水を飲ませてほしい。
- 家に連絡したいので、電話を貸してほしい。
- 気分が悪くなったので、少し休ませてほしい。 など



## 不審者が子供を追いかけてきたときの対応

- (1) 子供を事務所に入れ、入口のカギを閉めてください。
- (2) 自分で不審者に立ち向かおうとせず、すぐに110番通報してください。
- (3) 不審者が襲いかかってきたときなど、やむを得ず、犯人に対処せざるを得ないときは、椅子や消火器などを活用して間合いをとり、大声で応援を求めてください。

各地域の「子ども110番」



出典：茨城県警察本部

【コラム】～「イカのおすし」～

「イカのおすし」は警視庁が考案した子供を誘拐から守る標語です。標語を覚えて、子供と約束しましょう。

- 1 (知らない人)について**イ**かない
- 1 (知らない車)に**の**らない
- 1 (連れて行かれそうになったら)**お**おきな声で叫ぶ
- 1 (安全な場所へ)**す**ぐ逃げる
- 1 (近くの大人や警察に)**し**らせる



## 1 - 6 . 聞き取りメモ

- 子供に「もうだいじょうぶ。落ち着いて」と声をかけてから、「聞き取りメモ」を利用して、子供から話を聞いてください。
- 警察等への通報が終わったら、「聞き取りメモ」は破棄してください。

聞き取りメモ	
① 何があったか	
<input type="checkbox"/>	連れ去り(腕をひっぱる、車に乗せようとする等)
<input type="checkbox"/>	わいせつ(体に触れる、抱きつく等)
<input type="checkbox"/>	声かけ(お菓子を買ってあげる、遊びに行こうと声をかけられる等)
<input type="checkbox"/>	つきまとい(追いかける、立ちふさがる等)
<input type="checkbox"/>	その他( )
② いつ	
<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日 時 分頃
③ どこで	
<input type="checkbox"/>	場所( )
<input type="checkbox"/>	目標物( )
④ 犯人(不審者)は	
<input type="checkbox"/>	男( )人・女( )人
<input type="checkbox"/>	年齢( )歳くらい
<input type="checkbox"/>	身長( )cm くらい
<input type="checkbox"/>	体格：肥満・普通・やせ型
<input type="checkbox"/>	髪型：長め・普通・短め・ハゲている
<input type="checkbox"/>	服装：上( ) 下( )
<input type="checkbox"/>	特徴：メガネ・サングラス・帽子・マスク・ひげ・ほくろ・あざ等 ( )
<input type="checkbox"/>	逃走手段：徒歩・自転車・オートバイ・自動車
<input type="checkbox"/>	逃走方向( )
<input type="checkbox"/>	車種・車のタイプ( )
<input type="checkbox"/>	色( )
<input type="checkbox"/>	ナンバー( )
<input type="checkbox"/>	その他の車の特徴：( )
⑤ 子どもは	
<input type="checkbox"/>	氏名( )
<input type="checkbox"/>	電話番号( - - )
<input type="checkbox"/>	住所( )
<input type="checkbox"/>	学校名( ) 小学校・中学校・高校 ( )年

\* 「聞き取りメモ」の内容は、子供のプライバシーに関わり、個人情報に該当しますので、警察等への通報が終わったら、速やかに破棄してください。

# 1 - 7 . 1 1 0 番通報等の要領

- 「聞き取りメモ」で聞いた内容に沿って、順番に警察に話してください。  
 \* 子供が落ち着いていて自分で話せる場合は、本人に直接電話させてください。

## 通報例

警 察	代協会員(子ども110番の家)
110番警察です。 何かありましたか？	今、連れ去りの被害に遭った10歳の女の子(名前 ) を保護しています。 至急来てください。
電話口のあなたは誰ですか？	(社名) _____ 事務所の(氏名) _____ です。 「子ども110番の家」に登録しています。
起きたのはいつですか？	今から、10分程前です。
場所はどこですか？	_____ 市 _____ 町あたりの路地です。 (目印となる建物 _____ )
不審者はどうしましたか？	後姿しか見ていませんが、茶色のジャンパーにニット帽を 被った男性で、駅方面に逃げて行きました。
今どのような状況ですか？	女の子は、落ち着きを取り戻しています。 自宅に電話しましたが不在でした。
あなたの住所・氏名・電話 番号を教えてください。	住 所： 社名・氏名： 電話番号：

各地域の「子ども110番」



出典：千葉県松戸警察署

## 第2部

# 「子ども110番の家」の登録 手続きと代協の取り組み

第2部では、「子ども110番の家」の登録手続きに関する代協と会員の役割、代協独自の「子ども110番の保険代理店」の取り組みについて解説します。



各地域の「子ども110番」



出典:神奈川県警察

## 2 - 1 . 「子ども110番の家」登録手続き（代協編）

- 警察本部に代協作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」を掲示し、子供を守る取り組みを実施することを申し入れてください。
- 「子ども110番の家」の登録手続きについての代協の関わり方を定め、会員への案内し、登録・活動を推進してください。

### 警察本部への申し入れ…会長・CSR委員長等

- 1 子供の安全対策は、警察本部の生活安全課などが所管しています。参考資料「警察本部窓口一覧」で、「子ども110番の家」の照会窓口を確認し、今回の取り組み趣旨を警察の担当者に申し入れを行ってください。
- 1 「子ども110番の家」は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど様々な業界が趣向を凝らしたステッカーを作成して取り組んでいます。参考資料「警察本部等への依頼状」を利用して、代協の社会貢献活動、防災・減災への取り組みを説明し、「全国47都道府県代協の会員が統一したステッカーで子供を守る取り組みを実施すること」を説明してください。

#### 【警察本部への説明と確認事項(例)】

- 代協が取り組んできた社会貢献活動、防災・減災の活動
- 代協会員の「子ども110番の家」の登録・活動への支援
- 登録した会員への代協作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」の配布・掲示
- 「子ども110番の家」の一括登録(後述)の確認 など

#### 【警察 持参資料(例)】

- p 依頼状(趣旨説明)
- p 代協作成ステッカー
- p 日本代協案内パンフ
- p 会員名簿 等



**代協作成ステッカーは「子ども110番の家」を登録した代協会員に配布するものであり、「子ども110番の家」の取り組みと競合するものでなく、後押しする立場であることを説明してください。**

各地域の「子ども110番」



#### 【コラム】～警察本部の対応（ステッカーの取扱い）～

すべての警察が青少年の犯罪防止、子供の安全対策に取り組んでいますが、各地のホームページを見ていると、「子ども110番の家」の取り組みに温度差が見受けられました。

複数の警察窓口に「子ども110番の保険代理店」ステッカーを説明しましたが、「ご自由にどうぞ」、「県警のステッカーも必ず掲載すること」、「作成したステッカーを送ってください」など、警察毎に対応が異なっていました。地域の警察本部を訪問して、ステッカーの取扱いなど、確認してください。

## 2 - 1 . 「子ども110番の家」登録手続き（代協編）

### 「子ども110番の家」の登録手続き・役員・事務局等

1 「子ども110番の家」の登録手続きは、警察署、小学校・教育委員会、PTAなど各地(市町村単位)で異なっているようです。地域によっては、警察が一括で登録を受け付けているケースもありますので、警察本部訪問時に登録方法を確認し、代協の登録関係の関わり方を定めてください。

【登録方式】…地域によって異なります。

一括登録 (一部地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代協事務局が窓口となり、警察本部に申請書、取り組みに参画する会員名簿等の必要書類を提出して、警察本部が当該団体の会員を一括で登録する方式。</li> <li>一般的に会員の存在・活動は、団体事務局に委ねられているようです。個別審査(電話入れ・所在地確認等)は行われていない場合もあります。 * 茨城県代協、群馬県代協、島根県代協が一括登録を行なっています。</li> </ul>
個別登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みに参画する会員が最寄りの小学校や警察署に申請する方式。</li> <li>一般的に業種や通学路になっているか、子供が駆け込みやすい入口になっているかなどを学校職員等が現地を確認し審査します。</li> </ul>

【メリット・デメリット】

	メリット	デメリット
一括登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (会員)登録手続き場所の確認や個別の手続きが不要であり、参画しやすい</li> <li>○ (事務局)会員の登録数の把握が容易でホームページや新聞広告等で情宣しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ü (会員)直接登録手続きをしていないので、参画意識が低くなりがち</li> <li>ü (事務局)毎年、各会員の意向確認、適切に活動されているかなど、一定の責任を負う</li> </ul>
個別登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (会員)直接登録手続きを行い、プレート等の小学校等での受け取りなど、参画意識が高まりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ü (会員)登録手続き場所の確認、申請手続きが必要で、参画に消極的になりがち</li> <li>ü (事務局)会員の自己申告により、登録状況を確認する必要がある</li> </ul>

各地域の「子ども110番」



## 2 - 1 . 「子ども110番の家」登録手続き（代協編）

### 会員への登録手続き案内・役員・事務局等

- 1 登録手続き方法の確認および登録に関する方針を決定したら、登録手続きの案内、登録した会員へ代協作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」を配布し、掲示を依頼してください。

#### (1) 会員への活動案内・登録励行

- 1 代協会員に全国47都道府県代協が統一ステッカー「子ども110番の保険代理店」を活用して、助けを求めてきた子供を保護する取り組みを推進することを案内し、登録要件(会員手続き編を参照)を満たした会員へ「子ども110番の家」の登録を励行してください。

#### (2) 登録状況・集約

- 1 「子ども110番の家」に登録している会員に参考資料『「子ども110番の保険代理店」登録兼ステッカー申請書』（以下、申請書）を渡し、提出を求めてください。

#### (3) ステッカー配布・管理

- 1 代協事務局は、申請書に記載されたステッカー希望数を会員に送付してください。
- 1 ステッカーは、**1事務所につき2枚まで**とし、参考資料「管理簿」を使って代協会員の登録状況、ステッカーの在庫管理を行ってください。

代協作成ステッカーは、1枚につき100円程度の費用がかかっています。

#### (4) 告知・情宣

- 1 「子ども110番の家」に登録している会員をホームページや新聞広告等で地域に情宣してください。

各地域の「子ども110番」



出典：香川県警察

代協事務局



登録手続き方法の案内・登録励行

登録報告・ステッカー申請

代協作成ステッカーの送付

代協会員



## 2 - 2 . 「子ども110番の家」登録手続き（会員編）

○ 地域の「子ども110番の家」の登録手続き方法（一括登録・個別登録）を確認し、登録手続きを行なってください。

○ 登録済みまたは登録完了後は、代協事務局に報告してください。

\* 「子ども110番の家」登録後の活動内容は、本マニュアルの第1部をご参照ください。

### 「子ども110番の家」の登録手続き

1 所在地の警察が事業者団体をまとめて登録（一括登録）をしているか、代協事務局に確認し、一括登録をしている場合は、代協事務局に申請してください。

1 一括登録をしていない場合は、最寄りの小学校・警察署に登録窓口を問合せ、窓口で要件等を確認し登録手続きを進めてください。



**一般的に「子ども110番の家」は子供が駆け込める1階の事務所や家を想定していますので、必ず窓口で登録要件を確認してください。**

\* 登録が認められなかった場合には、通常の業務を通じて児童等の見守りをお願いします。

### 代協への報告

1 登録が完了したら、代協事務局に連絡し、「子ども110番の保険代理店」の登録を申請してください（申請方法は後述）。



**代協事務局では、会員の登録状況を集約し、事業報告・対外広報活動等に活用しますので、代協作成ステッカーが不要な場合でも、代協事務局に登録していることを報告してください。**

【コラム】～「子ども110番の家」の登録窓口～

「子ども110番の家」の登録窓口一覧をマニュアルに記載できれば、最も良かったのですが、地域（市町村）によって名称や窓口が異なるため、警察本部の窓口を巻末資料に掲載しています。「個別登録」の場合は、以下を参考にして窓口を調べてください。

- ・最寄りの小学校（教員が在籍しているお昼や夕方がつながりやすいです）
- ・警察署（生活安全課などが子供の防犯を担当しています）
- ・登録している家のステッカーで確認（警察・PTA・小学校等が記載されています）

各地域の「子ども110番」



出典：大阪府鶴見警察署

## 2 - 3 . 「子ども110番の保険代理店」の申請（会員編）

- 警察等の自治体が発行している「子ども110番の家」に登録している会員に対して、代協作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」を提供しています。
- ステッカーは2種類あり、登録している会員は1事務所につき2枚申請可能です。

\* 「子ども110番の家」登録後の活動内容は、本マニュアルの第1部をご参照ください。

### 「子ども110番の保険代理店」の登録とステッカーの申請

- 1 全国47都道府県代協で、『子供を犯罪から守る取り組み』を推進するにあたり、日本代協・都道府県代協では、助けを求めてきた子供を受け入れられる事務所であるかの判断が出来ないため、地域で行われている「子ども110番の家」に登録している会員を日本代協・各代協が追認し「子ども110番の保険代理店」として登録することにしています。
- 1 ステッカーは長方形と丸型の2種類あり1事務所につき、計2枚まで申請できます。「子ども110番の家」に登録している会員の皆さんは、代協事務局宛てに『「子ども110番の保険代理店」登録兼ステッカー申請書』を提出してください。



縦長ステッカー  
横170mm  
高さ240mm



丸型ステッカー  
直径246mm

各地域の「子ども110番」



出典：高知警察

～森の賢者“ふうた”～

「子ども110番の保険代理店」のステッカーは、日本代協の新キャラクター森の賢者“ふうた”をデザインにしています。

プロフィール

名前	・森の賢者“ふうた”
性別	・オス
年齢	・不明
性格	・正義感が強く勉強熱心 ・周りに困っている人を見るとほっとけない
使命	・消費者のみなさんに保険の大切さを知ってもらうこと ・代理店のみなさんのさらなる資質向上に努めること
好きな言葉	・安心・安全

# 第3部 参考資料



各地域の「子ども110番」



出典:福岡市PTA協議会

# 3 - 1 . 登録管理簿「子ども110番の保険代理店」申請書

## 「子ども110番の保険代理店」登録/ステッカー管理簿

### 「子ども110番の保険代理店」登録・ステッカー管理簿

\*ステッカーは1事務所に付き、2枚まで。

「子ども110番の保険代理店」登録兼ステッカー申請書を会員から受領してください。

日付	支部	会員名	長方形	丸型	備考
12/12	日高	日の丸保険事務所	1	1	

## 「子ども110番の保険代理店」登録兼ステッカー申請書

### 「子ども110番の保険代理店」登録兼ステッカー申請書

当社は、下記のとおり、助けを求めてきた子供を事務所等で保護する自治体の取り組みに協力し、当該事務所を登録していますので、全国47都道府県代協で展開する「子ども110番の保険代理店」にも登録いたします。

所属支部	
会員名	
事務所所在地	
登録している活動 (子ども110番の家等)	
登録年月	年 月
申請した場所 (〇〇警察署等)	
ステッカー希望数(レ点) 1事務所に付き2枚まで	長方形( 枚)、丸型( 枚) ステッカー不要

## 3 - 2 . 警察本部等への依頼状（ひな形）

宛先・「子ども110番の家」の名称・県下等の表記など、  
適宜加工のうえ、使用してください

平成 28 年 12 月吉日

〇〇警察本部 生活総務課 御中

一般社団法人 ×××損害保険代理業協会  
会長 □□ □□

### 「子ども110番の家」に関する申請および弊会作成ステッカー使用に関するご照会

弊会では、助けを求めてきた子供を保護し、学校・警察等に連絡する「子ども110番の家」の活動を組織として推進することを決定しました。つきましては、弊会会員の申請方法および弊会作成ステッカーの使用に関して、ご指示を賜りたくお願い申し上げます。

#### 【照会事項】

#### 1. 「子ども110番の家」の活動に賛同する弊会会員の一括申請について

- ・地域によっては、職業団体等の会員を一括で「子ども110番の家」に登録できる方法があると認識しています。今回、組織として登録・活動を推進するにあたり、上記申請方法を採用したいと考えています。
- ・県下では、本活動に賛同する会員の名簿等を提出することによって、一括で申請できる取扱いが可能でしょうか。また、その取扱いが可能な場合、申請書類・手続き等についてご指示ください。

#### 2. 弊会作成ステッカー「子ども110番の保険代理店」の掲示について

- ・弊会は、損害保険代理店の職業団体として、日本損害保険代理業協会と全国47都道府県損害保険代理業協会とで構成されています。今回、全国47都道府県代協で「子ども110番の家」の登録・活動を推進するにあたり、統一したブランド・ステッカー「子ども110番の保険代理店」作成し、展開することとしました。
- ・この弊会作成ステッカーは、「子ども110番の家」に登録した会員に提供し、事務所等の目立つ場所に掲示することとしています。作成ステッカーの掲示について、既存のステッカーやノボリとの両方設置などの要件がございましたら、ご指示ください。

#### 【ご参考】

1. 「子ども110番の保険代理店」ステッカー
2. 会員名簿
3. 弊会案内パンフレット「日本代協は、今こんな活動をしています！！」

以上

#### 【お問い合わせ先】

一般社団法人×××損害保険代理業協会  
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1〇〇ビル 3階  
TEL:000-000-0000、FAX:000-000-0000 担当△△

### 3 - 3 . 警察本部「子ども110番の家」窓口一覧

警察本部	担当部署	連絡先
北海道	子供・女性安全対策課	011 - 251 - 0110(代表)
青森	生活安全企画課 人身安全対策室 子供・女性安全推進係	017 - 723 - 4211(代表)
岩手	安全・安心まちづくり推進室(生活安全部 生活安全企画課内)	019 - 653 - 0110
秋田	生活安全部	018 - 863 - 1111(代表)
宮城	生活安全部 生活安全企画課	022 - 221 - 7171(代表)
やまがた	生活安全企画課 子ども・女性等安全対策室	023 - 626 - 0110(代表)
福島	生活安全企画課 子ども・女性安全対策係	024 - 522 - 2151(代表)
新潟	生活安全企画課	025 - 285 - 0110(代表)
長野	生活安全部 子供・女性安全対策課	026 - 233 - 0110(代表)
群馬	生活安全部	027 - 243 - 0110(代表)
栃木	生活安全企画課 子ども・女性安全対策班	028 - 621 - 0110(代表)
茨城	生活総務課	029 - 301 - 0110(内線3052)
埼玉	生活安全企画課 子ども女性安全対策課	048 - 832 - 0110(代表)
千葉	生活安全部	043 - 201 - 0110(代表)
神奈川	生活安全部 生活安全総務課 子ども安全対策室	045 - 211 - 1212(代表)
山梨	生活安全企画課	055 - 221 - 0110(代表)
東京	生活安全総務課 生活安全対策第二係	03 - 3581 - 4321
静岡	生活安全部 人身安全対策課	054 - 271 - 0110
愛知	生活安全部	052 - 951 - 1611(代表)
岐阜	生活安全部 生活安全総務課	058 - 271 - 2424(代表)
三重	生活安全部	059 - 222 - 0110(代表)
富山	生活安全部 生活安全企画課	076 - 441 - 2211
石川	生活安全部 生活安全企画課	076 - 225 - 0110(代表)
福井	生活安全部 生活安全企画課	0776 - 22 - 2880(代表)
滋賀	生活安全部 生活安全企画課	077 - 522 - 1231
京都	生活安全企画課 犯罪抑止対策係	075 - 451 - 9111
奈良	生活安全部 人身安全対策課	0742 - 23 - 0110(代表)
大阪	生活安全部	06 - 6943 - 1234(代表)
兵庫	生活安全企画課	078 - 341 - 7441(内線3042)
和歌山	生活安全企画課	073 - 423 - 0110(代表)
岡山	生活安全部 子ども女性安全対策課	086 - 234 - 0110(代表)
鳥取	生活安全企画課 子供と女性の安全対策係	0857 - 23 - 0110(代表)
島根	生活安全企画課	0852 - 26 - 0110(代表)
広島	生活安全企画課	082 - 228 - 0110(代表)
山口	生活安全企画課	083 - 933 - 0110(代表)
徳島	生活安全企画課 子ども・女性安全対策室	088 - 622 - 3101(代表)
香川	人身安全対策課 子供・女性安全対策係	087 - 833 - 0110(代表)
愛媛	生活安全企画課 子ども・女性安全対策室	089 - 934 - 0110(代表)
高知	少年女性安全対策課 人身安全対処室	088 - 826 - 0110(内線3092)
福岡	生活安全総務課	092 - 641 - 4141
大分	生活安全企画課 子供・女性を守る特別対策班	097 - 536 - 2131
佐賀	生活安全部 生活安全企画課	0952 - 24 - 1111(代表)
長崎	生活安全企画課 子供・女性安全対策係	095 - 820 - 0110(代表)
宮崎	生活安全企画課(子ども・女性安全対策係、地域安全係)	0985 - 31 - 0110
熊本	生活安全部 生活安全企画課	096 - 381 - 0110
鹿児島	生活安全部 生活安全企画課	099 - 206 - 0110(代表)
沖縄	子供・女性安全対策課 安全対策係	098 - 862 - 0110(代表)

\* 各警察本部ホームページの掲載内容を基に作成しています。各警察本部とも、子供や女性を対象とした事件の未然防止等を掲げていますが、「子ども110番の家」に関する説明が掲載されていない場合もありますので、ご注意ください。

### 「子ども110番の家」の活動・登録手続き

Q 「子ども110番の家」に登録するには、何処で手続きをすればいいですか？

- ・代協事務局に、代協が登録手続きを取り纏める一括登録か、会員が個々に申請する方式か確認してください。
- ・個別申請の場合は、最寄りの小学校または警察署に手続き方法を確認してください。

Q 貸しビルの3階に事務所を構えていますが、登録は可能ですか？

- ・一般的に助けを求めてきた子供が駆けつけれるよう、1階の住居や事務所を想定されています。地域によっては、2階の事務所で登録している場合もありますので、最寄りの小学校や警察署等に確認してください。
- ・登録が認められなかった場合は、通常の業務を通じて児童等の見守りをお願いします。

Q 事務所が通学路でない場合でも、登録は可能ですか？

- ・商店街のお店など、通学路になっていない通りでも、登録しているお店等があります。最寄りの警察署等に確認してください。

Q 日中は女性の事務スタッフしかいませんが、登録は可能ですか？

- ・登録上の問題はございません。スタッフ全員が「子ども110番の家」の活動を理解し、本マニュアルがいつでも取り出せるよう、事務所内の共通スペース等に保管してください。

Q 小学生以外が助けを求めてきた場合も保護する必要がありますか？

- ・中学生や女性など、小学生に限らず助けを求めてきた方には、事務所で保護し、警察等に通報してください。

Q 既存のステッカーは、必ず掲示しなければいけませんか(代協作成ステッカーだけでも可能ですか)？

- ・既存のステッカーも外から見える場所に掲示してください。地域によっては、代協作成ステッカーを掲示する場合、既存の「子ども110番の家」のステッカー掲示も求めているところもあります。

Q 事務所を移転した場合や社名を変更した場合は、何か手続きが必要ですか？

- ・地域によって手続きが異なりますので、「子ども110番の家」に登録した窓口にお問い合わせください。

### 「子ども110番の保険代理店」等の代協活動・その他

Q 「子ども110番の家」に登録していませんが、代協作成ステッカーを事務所に掲示できますか？

・代協作成ステッカーは「子ども110番の家」に登録している会員に限定して配布しています。

Q 代協作成ステッカーを受け取るためにはどうすればいいですか？

・代協事務局から、「『子ども110番の保険代理店』登録兼ステッカー申請書」を取り寄せ、必要事項を記載のうえ、代協事務局に提出してください。

Q 市内に事務所が2か所あります。代協作成ステッカーは何枚まで申請できますか？

・1事務所につき、ステッカーは計2枚まで配布可能なので、2か所とも「子ども110番の家」に登録している場合は、4枚まで請求可能です。

Q 事務所とは別に自宅も「子ども110番の家」に登録していますが、代協作成ステッカーを掲載できますか？

・代協会員の自宅も「子ども110番の家」に登録している場合、自宅についても申請書を提出すれば、代協作成ステッカーを掲示しても構いません。

Q お客さまの職場や家庭に「子ども110番の保険代理店」の登録を推奨してもいいですか？

・「子ども110番の保険代理店」は代協会員を対象としていますので、ステッカーは配布できません。地域のボランティア活動として、自治体等が実施している「子ども110番の家」の登録を推奨してください。

Q 既に「子ども110番の家」に登録していますが、代協事務局に報告する必要がありますか？

・全国47都道府県代協で、「子ども110番の家」の登録・活動を推進していますので、登録している場合は、代協事務局に報告してください。

Q 代協を退会した場合、代協作成ステッカーはどうすればいいですか？

・代協会員を対象とした活動ですので、代協を退会した場合は、代協作成ステッカーを破棄し、既存の「子ども110番の家」のステッカーやプレート等のみを掲示してください。

子ども  
**110番**の  
保険代理店



一般社団法人 日本損害保険代理業協会  
47都道府県損害保険代理業協会

最寄り警察署： \_\_\_\_\_ 警察署 TEL： \_\_\_\_\_

最寄り小学校： \_\_\_\_\_ 小学校 TEL： \_\_\_\_\_

最寄り小学校： \_\_\_\_\_ 小学校 TEL： \_\_\_\_\_